

天竜林材業振興協議会 FM認証グループ
森林作業共通仕様書

1 趣旨

森林作業共通仕様書は、森林管理計画の森林管理方針に基づき、持続可能な方法で森林を経営・管理するための森林作業の仕様を定めるものであり、天竜林材業振興協議会 FM認証グループにおける森林作業については、本仕様書に基づいて作業をするよう努めなければならない。

2 各作業現場における環境影響評価

作業現場における責任者（作業班長等）は、各作業現場での作業を実施するにあたり、別紙「森林作業チェックリスト」を用い、作業前の環境影響評価を行うとともに、各作業現場での作業後においても同リストを用い、環境影響の確認を行うものとする。

3 各作業における確認事項

作業を行うものは、各日の作業を実施するにあたり、本仕様書及び各サイトの任意様式を用い、作業手順及び環境配慮、危険予知（KY）の確認を行うものとする。

4 地揃え作業

作業手順

- (1) 区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、根元から伐倒または刈払うこと。
- (2) 伐倒又は刈払ったもの、その他散在している枝条、木屑等は原則として等高線沿いに堆積する全刈筋積を行い、更新作業に支障がないようにすること。
- (3) 樹形が良く成育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。

環境配慮

- (1) 広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

5 植栽作業

作業手順

- (1) 植付方法

- ① 植付点を中心に十分に地被物を取り除き、苗木の根張りに応じた穴を全体に耕転し、根茎、石礫、塵芥等をすべて除去する。

- ② 表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこと。
- ③ 植穴中央に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を曲げたり地表に露出させないようにし、細土で覆い、その中途で苗木を振り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固め、地被物で根元を覆うこと。
- ④ 道路沿いの植栽地は、将来伸びた枝が通行の妨げとならないよう十分距離をとって植栽すること。

(2) 苗木の取扱い

- ① 苗木を受領したときは、速やかに施工箇所に植栽し、また、そうでないときは速やかに仮植すること。
- ② 仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定する。
- ③ 仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用して、根部の乾燥を防ぐよう処置をすること。

環境配慮

- (1) 活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと。
- (2) 野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずる。

6 下刈作業

作業手順

- (1) 区域内にある植栽木以外の下層植物は、地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。ただし、植栽木以外の樹木で成育の見込みのある有用樹種は存置すること。
- (2) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (3) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (4) つる類が植栽木等に巻き付いている場合は、丁寧に除去すること。

環境配慮

- (1) 林分の状況を判断し、方法を決定すること。
- (2) 必要以上の下刈りは、避けること。
- (3) 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。
- (4) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (5) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (6) 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。

7～8 省略

9 間伐作業

作業手順

- (1) 間伐にあたっては、植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、又は、今後、阻害するおそれのある広葉樹等を伐倒、除去すること。ただし、極力下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒する。
 - ① 病虫害、獣害、風害等の被害木
 - ② 木肌における傷や腐り木
 - ③ 根曲がりや樹幹の曲がり木
 - ④ ねじれや二股等の異型木
 - ⑤ 優勢木に接近している劣勢木
 - ⑥ 年輪が広いあばれ木

ただし、伐倒しても林分構成上支障がないものに限る。また、安全上、支障のない枯死木はできるだけ残す。
- (3) 伐倒により掛り木になった場合は、その都度、適切に処理すること。
- (4) 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。
- (5) つる類が残存木に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (6) 伐木の胸高直径が 20 cm 以上の場合は正しい受け口切り及び追い口切りにより、適当な「伐り残し」を正しく残した伐倒を行うこと。
- (7) 伐倒木が、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界わきにある場合は、適切に処理すること。
- (8) 間伐にあたっては、間伐前の立木密度を考慮しながら植栽木の概ね 35% を上限とし伐倒すること。

環境配慮

- (1) 可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- (3) 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。
- (4) 急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。
- (5) 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。
- (6) 急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し

間伐を行い、適正な密度管理を行う。

(7) 土壌侵食のみられる林分では、強度間伐により自然植生を促し混交林化を図る。

10～11 省略

12 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輌、機械類の管理

- ① 車輌、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。
- ② 機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。
- ③ 車輌の不必要的アイドリングは行わないこと。

(2) 水質保全

- ① 油脂等の交換、補給は、渓流付近では行わないこと。
- ② 河川、渓流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。

(3) 土砂災害防止

- ① 立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。
- ② 除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。
- ③ 急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。

(4) 廃棄物の処理

- ① 作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さずすべて持ち帰り、適正に処理すること。

(5) 山火事予防

- ① 作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。
- ② 喫煙には十分に注意するとともに、吸殻は適切に処理すること。
- ③ 山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。

13 安全衛生に配慮した作業の実施

(1) 安全装備等の徹底

- ① 労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。
- ② 各作業現場に救急箱の配置し、すぐに利用できる状態にしておくこと。

別添

FSC 森林認証基準等に基づく森林作業の実施

- 1 作業現場における責任者（作業班長等）は、以下の事項について遵守するものとする。
 - （1）各作業現場での作業着手前には、労働安全衛生法 28 の 2 により、受注者の任意様式を用いて各現場の機械や作業に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
 - （2）各作業現場での作業を実施するにあたり、別紙「森林作業チェックリスト」を用い、作業前の環境影響評価を行う。
 - （3）各作業現場での作業後において同リストを用い、環境影響の確認を行う。（リストの作成は各事業につき 1 枚。）
 - （4）作成した「森林作業チェックリスト」（写）を事業完了後、発注者に提出する。
- 2 作業を行う者は、以下の事項について遵守するものとする。
 - （1）各日の作業を実施するにあたり、受注者の任意様式を用い、作業手順及び環境配慮、危険予知（KY）の確認を行う。
 - （2）地拵、植付、下刈、つる切り、除伐、間伐、伐採搬出作業及び林道網整備に関する作業手順及び環境配慮について、天竜林材業振興協議会森林認証部会 FM 認証グループマニュアル（森林作業共通仕様書）の 4～11 により、適切な作業を行う。
 - （3）車輌、機械類の管理、水質保全、土砂災害防止、廃棄物の処理、山火事防止については、天竜林材業振興協議会森林認証部会 FM 認証グループマニュアル（森林作業共通仕様書）の 12 により適切な措置を行う。

*天竜林材業振興協議会

浜松市内の 6 森林組合をはじめ、浜松市、静岡県、天竜林業研究会等、林業・木材産業に関わる団体及び個人で組織する団体。

*天竜林材業振興協議会森林認証部会 FM 認証グループマニュアル

FSC から森林認証を受けたそれが所有及び管理する森林について、地域や地球環境のために、常に認証基準どおりの森林経営と管理を通じて「持続可能な森林経営・管理」を実現するためにまとめられたマニュアル。

FM 認証グループ規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領からなる。これらの内容については、以下のホームページアドレスに公開されている。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ringyou/portal/ringyou/fsc/hamamatsufsc.html>

天竜林材業振興協議会森林認証部会 FM認証グループ
森林管理計画書（抜粋）

2 森林管理方針

2-1 基本理念

私たちの暮らしは、豊かな自然の恵みと活発な都市活動を基礎に成り立っています。将来にわたって、都市の成長と環境の保全が両立した環境と共生する持続可能な都市づくりが求められています。そのためには、本市の環境を構成する大きな要素である森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす必要があります。

そこで、浜松市森林・林業ビジョン（平成19年3月作成）に基づき「価値ある森林の共創」を理念（基本的な考え方・不变なもの）とし、森林や林業に関わる人、山村に暮らす人、さらには本市に住むすべての市民が協働し、森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす価値ある森林を創り、世界に発信し、次の世代に継承します。

2-2 基本方針

基本理念である「価値ある森林を共創」することによる「森林」と「市域」の姿、「市民」の暮らしについて、次の目標を設定するとともに、以下の基本方針に基づき森林管理を実施します。

（1）視点 **森林**

本市は、広大な森林を有しています。今後、本市の森林では、持続可能な方法で森林を経営・管理します。

「育てる林業」から「売る林業」への進化

- ・低コスト林業の推進
- ・担い手の育成
- ・木材産業の再構築

（2）視点 **市域**

本市は、川上と川下が一つの市域です。今後、本市の全域では、森林でつながる循環型社会を形成します。

「森林を活かす新たな取組みの展開」

- ・森林産業の創出
- ・多様な主体の参加

（3）視点 **市民**

本市の森林・林業は、80万人の市民から応援を得ることができます。今後、森林とふれあう市民の快適な生活を実現します。

「市民一人ひとりの森林経営・管理への参加」

- ・市民の意識向上
- ・地産地消の推進

森林作業チェックリスト

作業名：	作業管理者：
作業種：	記入者：
実施箇所（林小班）：	

作業前 年 月 日記入 *該当しない場合は斜線「/」を記入する。

✓	確認項目	対応策など
	作業予定林分における作業内容が把握されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が把握されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が把握されているか。	
	林分の境界は明確か。	
	使用する機械器具は正常な状態か。	
	必要な安全装備がされているか。	
	危険のポイントを把握されているか。	
	危険のポイントへの対応策は考えられているか。	
	作業予定林分に希少野生動植物は生息していないか。	
	作業予定林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込む恐れはないか。	
	機械のオイル漏れが発生した場合の対応策は考えられているか。取替え部品、目立て器具等は確保されているか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めることなく搬出する手段が考えられているか。	
	木材の搬出によって路面、路肩等を傷めた場合、修復する手段は考えられているか。	

作業後 年 月 日記入

✓	確認項目	処理内容など
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が実施されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が実施されているか。	
	作業予定林分の希少野生動植物への影響はないか。	
	掃除伐を行った場合、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら可能な限り下層植生の確保に努めたか。	
	作業林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込んでいないか。	
	機械のオイル漏れはないか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めた形跡はないか。	
	林道（作業道）の路面、路肩等の補修は必要ないか。	
	廃棄物が放置されていないか。	
	安全衛生に配慮した作業が実施されたか（聞き取り／作業に応じた安全装備、救急箱はすぐに利用できる状態だったか）	

森林の状態

✓	確認項目	具体的な場所・内容など
	違法行為の形跡はないか。	
	病害虫、獣害の発生はないか。	
	外来種の侵入、拡大はないか。	
	山崩れ等の自然崩壊はないか。	